

過疎対策・集落支援員について

総務省 地域力創造グループ 過疎対策室

過疎対策について

1 過疎対策の経緯

- 人口減少の加速、公共交通手段・医療福祉分野の担い手の確保、集落の維持・活性化等が課題

⇒ 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（議員立法）に基づき、過疎対策を実施

※令和3年度から令和12年度までの時限立法 昭和45年以来、議員立法により五次にわたり制定（全て全会一致により成立）

2 過疎地域の要件

- 市町村ごとに「人口減少要件」及び「財政力要件(※)」により判定

※ 直近3か年の財政力指数：0.51以下



関係市町村数	885団体 (51.5%)
人口 (R2国調)	1,167 万人 (9.3%)
面積 (R2国調)	238,675 km² (63.2%)

※括弧内は全国に対する割合

3 主な支援策

- ① **過疎対策事業債**（令和8年度計画額 6,100億円（充当率100%、元利償還の70%を交付税措置））
- ② **国庫補助金の補助率かさ上げ**（統合に伴う公立小中学校校舎の整備等）
- ③ **税制等の特例**（所得税・法人税にかかる減価償却の特例、地方税の課税免除等に係る減収補てん措置）

※適用期限：令和9年3月31日まで（3年ごとに延長要望）

- ④ **過疎地域持続的発展支援交付金**（令和8年度当初予算額 8.0億円）
- ⑤ **集落支援員・都道府県過疎地域等政策支援員**

過疎法に基づく施策

1 国の補助のかさ上げ等（第12条）	<ul style="list-style-type: none">• 統合に伴う小中学校校舎等（5.5/10）• 公立以外の保育所（2/3）• 公立保育所（5.5/10）• 消防施設（5.5/10）
2 過疎対策事業債（第14条）	過疎市町村が過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債 <ul style="list-style-type: none">• 元利償還の7割を交付税措置• 令和8年度計画額 6,100億円（前年度比+200億円）
3 都道府県代行制度（第16条、第17条）	<ul style="list-style-type: none">• 基幹道路の代行道路整備• 公共下水道の下水道代行整備
4 金融措置（第21条、第22条）	政府系金融機関等の資金確保
5 税制措置（第23条）	所得税・法人税に係る減価償却の特例
6 地方税の減収補てん措置（第24条）	事業税、不動産取得税若しくは固定資産税を減免した場合、地方公共団体の減収分を普通交付税により補填
【参考】 過疎地域持続的発展支援交付金	過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援（予算補助） <ul style="list-style-type: none">• 令和8年度予算額案 8.0億円



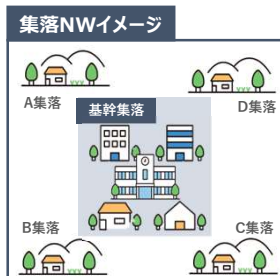
1 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業（ソフト）

基幹集落と周辺の複数集落による「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等

※過疎地域以外も活用可能

POINT

- 事業主体： **地域運営組織等**
 - 補助対象： 集落課題の解決に資する幅広い事業
 - 補助率： 限度額1,500万円の定額補助
- 下記事業は限度額を上乗せ
- | | |
|----------------|-----------|
| ①専門人材を活用する事業 | + 500万円 |
| ②ICT等技術を活用する事業 | + 500万円 |
| ③上記①と②を併用する事業 | + 1,000万円 |



2 過疎地域持続的発展支援事業（ソフト）

過疎市町村・都道府県が実施するICT等技術活用事業、人材育成事業

※都道府県は人材育成事業のみ

POINT

- 事業主体： **過疎市町村、都道府県**（人材育成事業のみ）
- 補助対象： 地域リーダーの育成等の人材育成、オンライン健康診断、買い物等の生活支援、鳥獣被害対策 など
⇒ICT技術を利用した幅広い事業が対象
- 補助率： 限度額2,000万円の定額補助
都道府県は、1/2 又は 6/10(財政力指数0.51未満)



3 過疎地域集落再編整備事業（ハード）

集落再編を図るために行う定住促進団地整備、定住促進空き家活用等

POINT

- 事業主体： **過疎市町村**
- 補助対象： 団地造成費、生活関連施設整備費、空き家改修費 など
- 補助率： 1/2以内
※交付対象経費の限度額あり
(例) 定住促進空き家活用事業：400万円×戸数

4 過疎地域遊休施設再整備事業（ハード）

遊休施設を再活用して地域間交流、地域振興、地域課題解決を図るための施設整備

POINT

- 事業主体： **過疎市町村**
- 補助対象： 廃校舎、公民館等の改修費、主要施設の機能拡張費
- 補助率： 1/3以内
※交付対象経費の限度額あり：6,000万円

過疎地域における税制等の特例措置（国税・地方税）



制度概要	【国税】割増償却	【地方税】課税免除等に係る減収補てん措置
対象税目	● 所得税、法人税	● 事業税、不動産取得税、固定資産税
措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人又は法人が、対象となる事業用設備を取得等した場合において、減価償却額を以下のとおり割増償却 <ul style="list-style-type: none"> ・機械等：32% ・建物等：48% <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>POINT 課税所得税負担を軽減し、設備投資直後の企業の資金繰りを支援</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人又は法人が、対象となる事業用設備を取得等した場合において、都道府県又は市町村が、条例に基づき課税免除又は不均一課税を行った場合に <u>減収分の75%を普通交付税で補てん</u> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>POINT 過疎地域に企業を置くことへの <u>インセンティブ</u></p> </div>
期間	● 5年間	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業税、固定資産税：最初に課税免除等を行った年度から3年間（畜産業・水産業は5年間） ● 不動産取得税：当該年度分のみ

対象業種・取得価額等

(1) 【国税】所得税・法人税、【地方税】事業税

個人又は法人が、以下の要件に該当する事業用設備を取得等した場合

事業者の規模 (資本金)		個人又は 5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超
対象となる設備投資		機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等（取得、製作、建設、改修）	機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設	
対象業種	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
取得価額	農林水産物等販売業・情報サービス業等	500万円以上		

(2) 【地方税】不動産取得税・固定資産税

上記(1)の設備に係る家屋、機械・装置、構築物、当該家屋の敷地である土地に係るもの

(3) 【地方税】事業税（畜産業・水産業）

個人又は同居の親族で、事業を行った日数の合計が、当該年における延べ労働日数の1/3超～1/2以下の場合の各年の所得額



- **集落の維持・活性化**のため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウを有する人材が、
①集落の巡回・状況把握、**②住民同士の話し合いの促進**、これらを通じ必要とされた**③具体的な集落の維持・活性化に向けた取組**やその取組主体となる**地域運営組織などをサポート**

必須業務

集落支援員の活動イメージ

① 集落点検の実施

市町村職員と協力し、住民とともに集落点検を実施

② 集落のあり方についての話し合い促進

「集落点検」の結果を活用し、住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進



集落の「目配り」役として、住民を主体とした集落の維持・活性化を支援！



③ 集落の維持・活性化に向けた取組や取組主体となる地域運営組織などをサポート

- ① デマンド交通システムなど地域交通の確保
- ② 都市から地方への移住・交流の推進
- ③ 特産品を生かした地域おこし
- ④ 高齢者見守りサービスの実施
- ⑤ 伝統文化継承
- ⑥ 集落の自主的活動への支援 等

● 特別交付税措置

- 集落支援員を設置した地方自治体に対して特別交付税措置を講じる。

対象団体 市町村 及び 都道府県 ※1

対象経費 ① 集落支援員の設置

② 集落点検の実施

③ 集落における話し合いの実施

④ 地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策

措置額 集落支援員 1 人あたりの上限額

専任 500万円 ※2

兼任 40万円

※ 1 国勢調査における人口集中地区での取組は措置の対象外

※ 2 兼任であって、集落支援員としての活動に従事する時間が週当たり15時間30分以上の場合を含む

POINT

● 配置状況 (R7年度)

専任 3,270人

兼任 3,145人 (自治会長などの兼務)

専任の「集落支援員」の属性

- 約 5 割が50代以下
- 約 5 割が元会社員・元公務員・元教員
- 約 9 割がそれまで暮らしていた自治体で活動

集落支援員のあり方のリ・デザイン

【集落支援員に求められるあり方】

人口減少・高齢化が進み、集落機能が低下し、多様な課題が生じる中で、集落の暮らしを守るため、複数集落又は単位集落を対象に、継続的な集落点検（目配り）と話し合いを促進し、集落の多様な課題を市町村と共有し、集落の維持・活性化に向けた「場づくり」を担う者として、**地域の状況に応じた地域づくりのプロセス（※）に伴走する者**

※「地域づくりのプロセス」の一例

- | | |
|---|--|
| <p>①集落点検</p> <p>▼</p> <p>②話し合いの促進</p> <p>▼</p> <p>③集落維持・活性化</p> | <p>①現場を定期的に訪れ、集落の状況・課題に目配り（点検・情報収集）し、集落の話し合いに必要な材料（データ・アンケート等）を用意し、</p> <p>②行きつ戻りつしながら地域住民と話し合いを積み重ね、ミッションを共有し、（スモールループの連続）</p> <p>③必要に応じて、中間支援者や地域おこし協力隊・地域活性化起業人などの外部人材（関係人口）とともに、持続的な集落の維持・活性化のビジョンづくりや具体のアクションへ繋げていく（招き入れ）</p> |
|---|--|

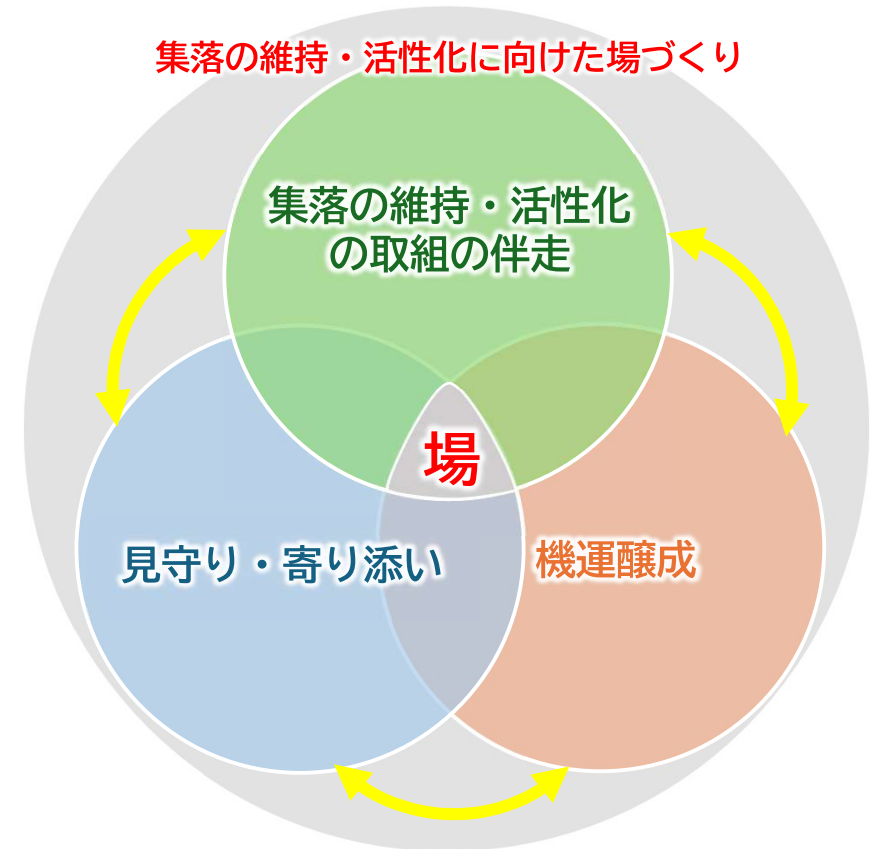
【集落支援員に期待される主な役割（ミッション）】

・ 集落支援員は、集落点検、住民の話し合いの促進等の活動を通じて、**集落の維持・活性化に向けた「場づくり」**を担い、典型的には次のような役割を果たすことが想定されている。

- イ) **見守り・寄り添い** 個別訪問等により、集落の大小さまざまな問題等を把握し、問題解決のつなぎ役を担う
- ロ) **機運醸成** 住民の交流や共同作業を通じ、集落の問題解決のため小さな試行錯誤を重ねながら、前向きな思いを掘り起こす
- ハ) **集落の維持・活性化の取組の伴走** 外部人材等とも連携し、具体の事業に伴走

（集落の状況や課題に応じて、活動の中心となる役割は柔軟に変わっていくことが考えられ、一定のものではない。）

集落の維持・活性化に向けた場づくり



集落支援員のサポート体制の充実

- 集落支援員について、孤立させずに育て、確保していくため、国・都道府県・市町村や中間支援者といった、集落対策に関わる主体それぞれの強みを活かせるよう、まず国が、サポート体制や人材育成を充実させることが必要ではないか。
- 具体的には、集落対策について、地域格差を是正し、広がりが出るようにするため、国として、次のような取り組みを進めるとともに、集落支援員の活動の意義、役割の重要性に関する情報発信の強化につながるようにはどうか。

(集落支援員向け活動指針(仮称)の作成)

- どのような形で「集落点検」を行い、住民や自治体に共有し、「話し合い」や「集落の維持・活性化対策」が行われるべきかなど、集落支援員の活動指針を策定してはどうか。

(都道府県・市町村向けのサポート体制に係る参考事例集(仮称)の作成)

- 都道府県に対しては、特に広域自治体としての特性に留意し、集落対策に関して期待される役割を示してはどうか。
- 市町村に対しては、集落点検の結果を当該市町村の集落対策に具体的に活かせるようにすることを含め、具体的な好事例をまとめてはどうか。

(研修や交流の充実)

- 集落支援員の活動の充実やなり手確保の観点からは、研修や交流の機会が重要と考えられることから、こうした「場づくり」のため、総務省主催の研修を充実させるほか、都道府県や市町村に対して、先進事例を示して研修や交流の取組を促すこととしてはどうか。

※ なお、現在も集落支援員の研修に関する経費について、財政措置の対象としている。

(中間支援者の活用促進)

- 集落対策を重視する一部の市町村では、一般財源で中間支援者への財政支援を行っているが、市町村では、財源に制約があり、今後の集落支援員の機能や人手の確保が課題となっているため、まずは、集落対策に関する中間支援の実態把握を進めるとともに、都道府県の役割にも留意しながら、中間支援者の活動を支援するための方策について検討してはどうか。

集落支援員制度の適正な運用について

▶ 制度趣旨と異なる運用が確認されたため、適正な運用について通知。

事務連絡
令和7年12月9日

各都道府県集落支援員担当課 御中

総務省地域力創造グループ過疎対策室

集落支援員制度の適正な運用について

平素より、集落対策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

集落支援員については、過疎地域等における集落対策の推進要綱（平成25年3月29日付け総行応第57号、総行人第8号、総行過第11号。以下「要綱」という。）に基づき、集落が直面する課題に対応するため、地域の実情に詳しい人材が集落の巡回・状況等の把握、きめ細かな集落点検、集落のあり方の話し合い、集落の維持・活性化に向けた取り組みについて市町村と協働して取り組む者とされています。

今般、一部の地方公共団体において、法人に対する委託契約の締結により任用された集落支援員について、集落支援員の主たる業務である集落点検及び集落のあり方に関する話し合いの促進の具体的な実施の確認が取れない事案がございました。

集落支援員は、要綱第4に定められているとおり、「集落点検、集落のあり方に関する話し合いの促進を着実にを行い、その結果を地方公共団体と共有する者」であり、また、その「役割や職務内容等を委嘱状や設置要綱等において明確化していること」、「あらかじめ最低限必要な報告内容、報告手段、報告回数を定めておき、地方公共団体と十分な連携がはかられていること」が求められています。

集落支援員を設置している地方自治体（設置見込みを含む。）におかれましては、このことを改めて認識され、適切に集落支援員との連携を図っていただきますようお願いいたします。

なお、上記の要綱第4の条件を満たし、集落点検、集落のあり方に関する話し合いの促進など集落対策を推進する集落支援員の設置や活動への支援に関する経費に限って、特別交付税措置の対象とすることとしておりますのでご承知置きください。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市町村にも周知されるようお願いいたします。

この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

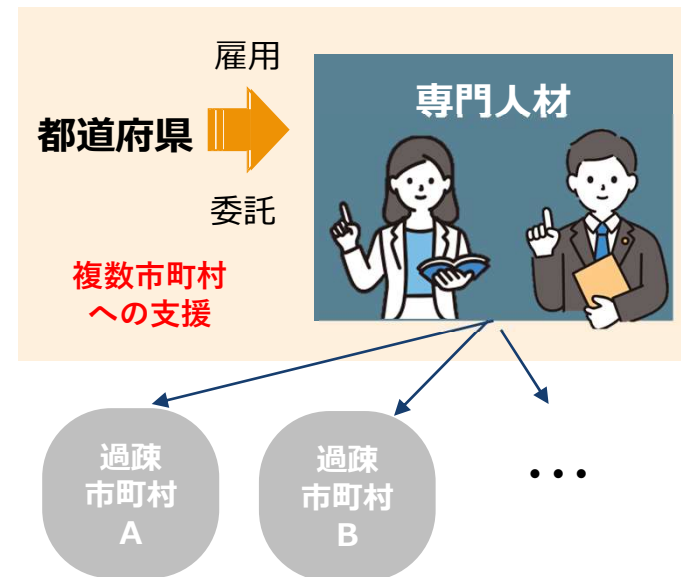
都道府県過疎地域等政策支援員



過疎地域等の持続的発展のため、**都道府県において専門人材（都道府県過疎地域等政策支援員）を確保し、管内市町村をサポート**

対象団体	都道府県
対象経費	都道府県過疎地域等政策支援員の活動に要する経費（報償費、旅費、委託費等）
要件	①過疎地域その他の条件不利地域（過疎、山村、離島、半島、奄美、小笠原、沖縄）を有する複数の市町村への支援 ②市町村の施策の企画立案、指導・助言、関係者調整等の支援の業務に従事すること ③都道府県の過疎計画に記載があること 等
財政措置	<div style="border: 2px solid orange; padding: 5px;"> <p>POINT</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象経費の上限額を年間590万円／人 → 年間 610 万円／人に増額 ・措置率0.5 ・財政力補正あり </div>

【専門人材の活用イメージ】



業務の例

- **産業振興（農林水産業）**
…販路拡大、ブランド化、6次産業化、経営指導、スマート農林水産業、担い手確保 等
- **産業振興（商工業、その他）**
…サテライトオフィス等の企業誘致、商品開発、創業支援、特定地域づくり事業協同組合支援 等
- **産業振興（観光）**
…観光戦略、DMO支援、観光・宿泊施設の経営改革、インバウンド対策 等
- **地域における情報化**
…情報通信技術の利活用 等
- **地域公共交通の確保**
…地域公共交通網の維持・再編、新技術活用 等
- **生活環境の整備**
…水道事業経営 等
- **高齢者等の保健・福祉**
…地域包括ケアシステム、子育て支援 等
- **医療の確保**
…医療政策支援 等
- **教育の振興**
…ICT教育、農山漁村留学、外国語教育、キャリア教育 等
- **集落の整備**
…集落対策、空家対策 等
- **地域文化の振興**
…文化財保護 等
- **再生可能エネルギーの利用推進**
…再生可能エネルギーの導入支援 等

【概要】

- 人口減少地域である過疎地域等においては、その暮らしに魅力を発見する人たちが出てきている一方、食料品や日用品を扱うスーパー・コンビニ等の閉店が進んでおり、移動手段に制約が増える高齢者の人口が2030～2040年頃にかけてピークを迎えることを見据えると住民の日常の買物の機会を確保するための対策が急務。
- 本調査研究は、近年、民間事業者による独立採算性の下では経営が成り立たない地域において、公設民営型による店舗運営や経営形態の最適化、地域住民の参画などによって買物環境が維持されている例が生まれていることから、全国の過疎地域等の取組を支援するため、先行事例等のノウハウを提供するもの。
- 市町村においては本調査研究の事例等のポイントを施策に活かし、国や都道府県においては過疎地域等に対してノウハウ面や財政面の支援を強化することが期待される。

【買物支援事業の実現に向けたフロー】

買物支援事業を官民連携で実現させるには、官民が会話を重ねながら、以下のような各段階を進めていくことが重要。

1. 事業構想の整理

- 地域の現状を把握し、公的支援の必要性、事業の持続可能性の見通しを明らかに。
- 事業の形態や、行政の関わり方といった事業の全体像を整理。

【ポイント】・ ペルソナ分析、立地分析の実施 ・ 事業の多目的化
・ 住民のワガボト化 ・ ICTの活用 ・ 地域資源の活用

2. 合意形成

- 地域、民間事業者、行政内部の合意形成

【ポイント】・ 事業者と、リスク分担や事業の社会的意義について密に対話
・ 住民アンケートの実施

3. 事業計画の作成

- 人員体制や財源を確保し、持続的な事業の実現のための計画を作成

【ポイント】・ 事業収支上の損益分岐点を下げるための工夫（左図参照）

4. 事業の開始、継続、発展

【買物支援に取り組む課題と工夫例】

本調査研究で取り上げた、買物支援の実施にあたり想定される主な課題と、官民連携による工夫例は以下のとおり。

【仕入れ】

小ロット発注による
仕入れ単価の上昇

- ボランタリーチェーンによる仕入れの効率化
- 商品に応じて地元卸や地元農家からの委託販売を活用

【物流】

既存物流網から外れる
地域への輸送コスト

- 共同配送、混載によるコスト低廉化
- 既存店舗への物流網の活用

【販売】

集客の困難さ、利用客の
居住地の分散（低密な集落）

- 移動販売の併用等、多様な販売形態の検討
- 自宅から拠点まで「取りに来る」販売形態

【人材】

人材確保の困難さ

- 地域運営組織、集落支援員、地域おこし協力隊など、地域づくり人材の活用
- 営業日の限定、営業時間の短縮

【各種経費】

設備投資費用、水光熱費、賃料の負担

- イニシャルコストの行政負担
- 売場面積の適正化
- 地域団体による公益的事業として、公共施設の空きスペースを無償提供